

旅行助成金

下記の場合に、助成金の請求ができます。

1. センター特約旅行社(対象旅行社:P 10~11)を利用し、ツアーなどに参加した場合
2. センター指定の宿泊施設(対象施設:P 27~28)、九州沖縄地区中小企業勤労者福祉共済団体(K-net) 契約施設(対象施設は、K-net HP <https://www.knet-web.net> P 12参照)を宿泊利用した場合
3. 全福ネット契約施設(対象施設は、全福HP <https://www.zenpuku.or.jp> ログインの仕方P 13参照)を宿泊利用した場合
4. 上記以外の宿泊施設(契約外の施設)を宿泊利用した場合

利用資格 会員のみ

助成金額 3,000円

助成限度 年度1回のみ

助成金の申請は年度において1回限りですが、旅行社、指定宿泊施設の割引は何回でも受けられます。

※但し、下記の場合は旅行助成金の対象外になります。

- ①旅行費用が、3,000円以下の場合 ②航空券・JR券のみを購入した場合など

請求期間 旅行終了後1ヶ月以内

受領方法 センターが助成金請求書を受理した月の翌月15日(金融機関休業日の場合前営業日)に指定口座に振り込みます。

- 利用方法**
- ①上記1~3の場合、当センターの会員であることを事前に必ず申し出て、直接お申し込みください。
 - ②精算の際「助成金請求書」(P38)に利用者氏名などをご記入のうえ、証明を受けてください。用紙はコピーしてお使いください。
※施設証明印がないものは対象になりませんので、事前に「助成金請求書」をコピーして施設へお持ちください。
 - ③旅行終了後、事業所・会員番号、お名前(捺印)、振込口座などをご記入のうえ、領収証を添付してセンターへ郵送してください。
※領収書の宛名は、会員本人の氏名(フルネーム)が必要です。
複数宿泊などの場合は、会員毎に領収書を発行してもらってください。
- ※優遇内容については、お申し込みの際にご確認ください。